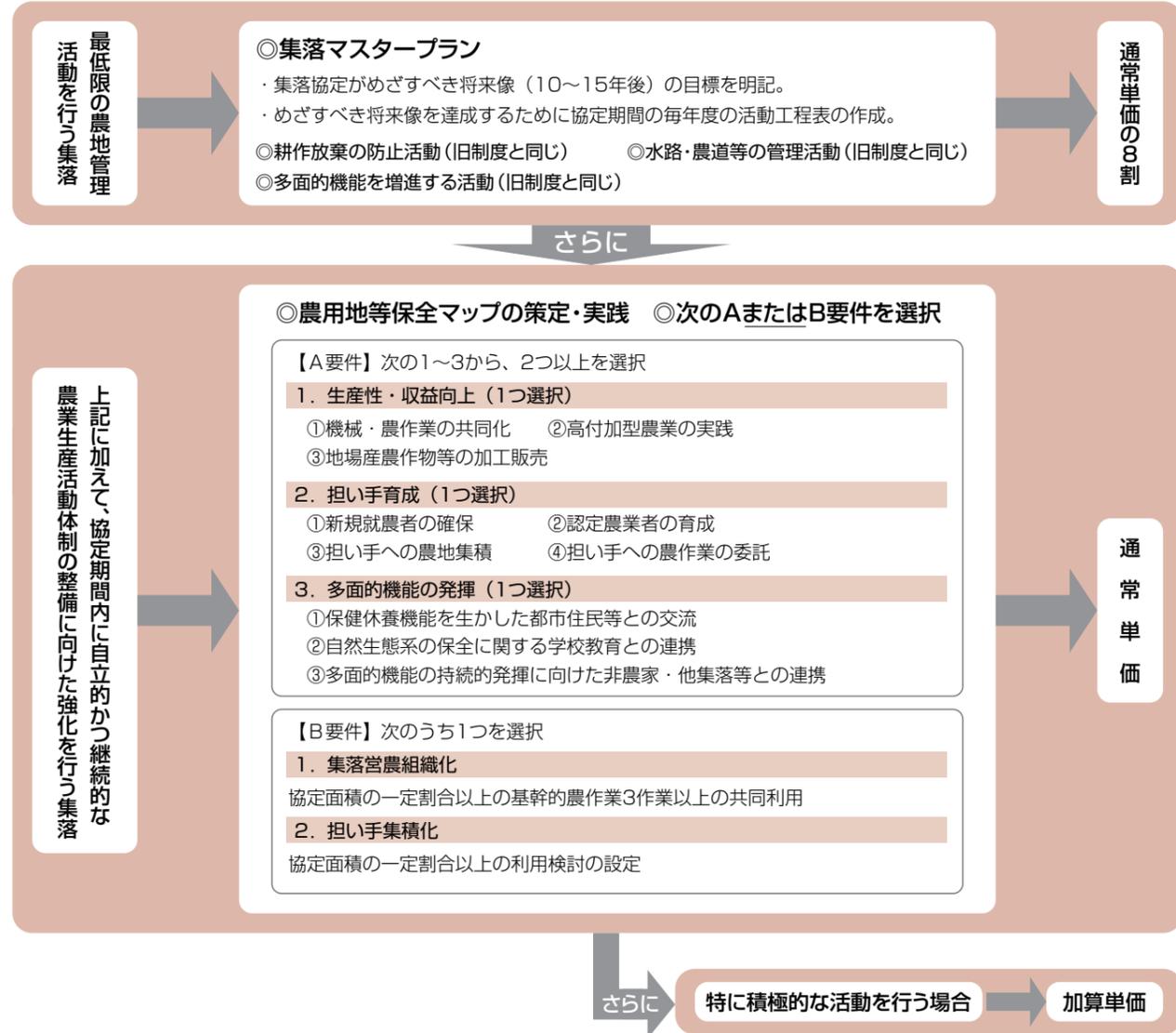


(2) 新制度での集落協定と交付金

新たな集落協定の内容は、各協定のやる気・体力に応じて多様なメニューが選択可能となり、その取り組み内容に応じて、交付金が加算及び減額されます。



2. 推進のスケジュール

雲南市農林振興課では、この制度に取り組み始める集落に対して説明会などの推進活動を実施します。各総合センター単位での集落代表者説明会をし、集落協定締結に向けて旧大字単位、集落単位での相談にも出かけていきます。

・集落代表者説明会（予定）

※詳細については代表者へ別途通知いたします。
4/12…吉田町、4/13…掛合町、
4/14…三刀屋町、4/14…木次町、
4/15…大東町
加茂町は説明会実施済みです。

・旧大字単位、集落単位説明会、集落協定協議
4月～8月（協定締結期限は8月です。）

3. 旧制度取り組み集落の状況



大東町杉谷集落代表 児玉明さん

私の集落は谷あいであるため平成12年に制度が始まる以前から、集落での農地の荒廃防止の必要性を感じ、その取り組みに苦慮しておりました。この制度は草刈をしたり耕作をしたり、集落に暮らす以上当たり前にしてきた作業に対して直接交付金が交付されるため、農家にとっては大変助かるものですが、集落全体、地域全体が約束事によって取り組むことは、地域に対して他のどんな補助金よりも活性化を進め、効果があったと感じます。この5年間で交付金を利用して共同防除機、粉摺り機を購入し共同活用していますので集落営農の下地も徐々にすすんできています。また、農家ごとに米の食味検査をして米作りの成果を競い合うなど楽しく農業に取り組むこともできています。



水稲共同防除の様子

新制度がスタートすれば、当然集落で取り組みたいと思っています。当面は無理をせず8割の交付金で始めて、集落で相談しながら共同利用機械を活用した集落営農などにも発展させたいと思います。集落で役員をされる方はご苦労も多いと思いますが、最高の制度です。合併で対象地域となった旧加茂町もぜひ初年度から取り組まれるようにお勧めします。

【お問い合わせ先】 雲南市産業振興部農林振興課 ☎0854-40-1051 または雲南市各総合センター事業管理課

中山間地域等直接支払交付金制度が新制度で継続実施となりました

平成12年度から始まった中山間地域等直接支払制度は、農業生産活動として取り組むべき事項を定める「集落協定」の締結を行い、国・県・市から集落と耕作者に協定農地の維持管理費用が交付されるものです。5力年間の予定であった、この制度は平成16年度が最終年となっておりましたが、制度内容を一部見直し平成17年度から21年度まで更に5力年間、新制度でスタートすることが正式に決定しました。

平成16年度は雲南市（加茂町を除く5町）全体で223集落、農家数4,263戸、対象農用地面積2,066ha、交付額33,485万円の取り組みが行われました。3億円以上の交付金が交付される本制度は、農用地の維持管理への効果はもとより地域への経済効果は計り知れないものであります。

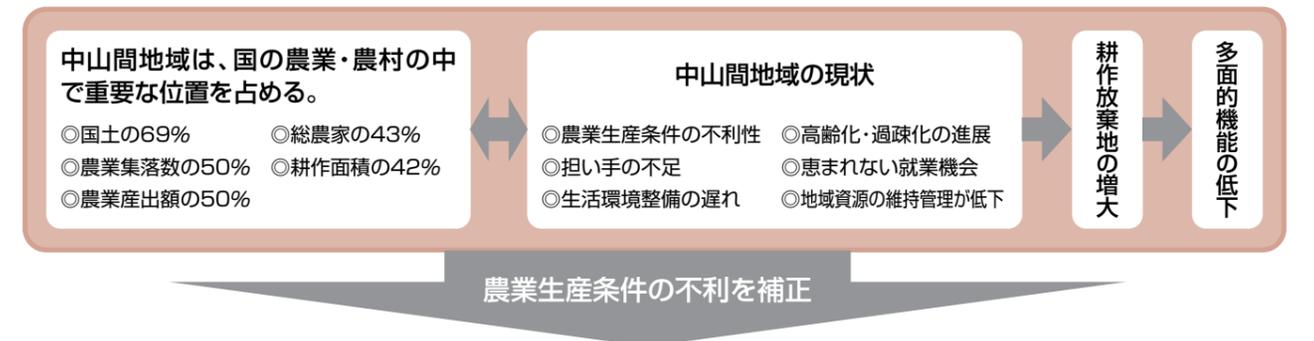
平成17年度から新制度でスタートすることに伴い、市では合併により制度の対象地域となった加茂町地域を含む全域で、積極的に推進を図り、各集落がこの制度に取り組めるよう支援していきます。

1. 中山間地域等直接支払制度

(1) 新制度の概要

雲南市をはじめとする中山間地域は、農業生産活動等を行うことにより、洪水の防止や水源の涵養、美しい緑の景観の形成など、多くの機能（多面的機能）を果たしています。

この制度は、中山間地域で農業生産活動等を行うことにより農用地を保全し、その多面的機能を確保していくことを目的に農業者等に交付金の直接支払を行います。



中山間地域等直接支払制度

◎対象となる農用地 下記の要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地

●急傾斜地 ○水田…傾斜1/20以上 ○畑…傾斜15度(2.7/10)以上 ●緩傾斜地 ○水田…傾斜1/100以上 ○畑…傾斜8度(1.4/10)以上

条件不利地域の農業者

集落協定 締結

- ①集落の将来像を明確化した活動計画（マスタープラン）の下での5年間以上継続して行われる農業生産活動等
- ②一定の要件の元での農用地保全体制の整備や地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動



交付金交付

◎交付単価

	(円/10アール)	
	水田	畑
急傾斜	21,000	11,500
緩傾斜	8,000	3,500

右記の①のみ実施する場合には、上記単価の8割の単価とする耕作放棄地の復旧や法人設立等、より積極的な取り組みを行う協定には、取り組みに応じて加算を行う。